

令和3年福島県沖を震源とする地震による被災者の皆さまに対する 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の 救援対策

令和3年福島県沖を震源とする地震による被災者の皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構では、災害救助法の適用を受けた地域の被災者の皆さまに対する救援対策として、郵便貯金・簡易生命保険に関する非常取扱いを実施します。
なお今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取扱いいたします。

1 災害救助法適用市町村

【福島県】

福島市	岩瀬郡鏡石町
郡山市	大沼郡会津美里町
白河市	双葉郡広野町
須賀川市	双葉郡檜葉町
相馬市	双葉郡富岡町
南相馬市	双葉郡浪江町
伊達市	相馬郡新地町
本宮市	
伊達郡桑折町	
伊達郡国見町	

2 取扱内容

(1) 郵便貯金

通帳、証書、印章等をなくされた被災者の郵便貯金の以下の非常取扱い

- ア 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金の払戻し
 - イ 払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し
- ※ おひとりさま20万円まで

(2) 簡易生命保険

簡易生命保険の保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の支払い等の以下の非常取扱い

- ア 保険料の払込猶予期間の延伸
通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月延伸します。
- イ 保険金の支払い等
 - (7) 保険金及び未経過保険料の支払い
 - (4) 基本契約の解約（解除）及び解約返戻金（還付金）の支払い
 - (9) 特約の解約（解除）及び解約返戻金（還付金）の支払い
 - (1) 普通貸付金の支払い
 - (6) 契約者貸付利率の減免
 - (8) 保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し（還付）
 - (5) 契約者配当金の支払い

3 取扱場所

(1) 郵便貯金の非常取扱い

株式会社ゆうちょ銀行の各営業所並びに日本郵便株式会社の郵便局及び簡易郵便局
※簡易郵便局については貯金取扱局のみとなります。

(2) 簡易生命保険の非常取扱い

株式会社かんぽ生命保険の各支店及び日本郵便株式会社の郵便局（簡易郵便局を除きます。）

※ 地震等の影響により、ご利用いただけない郵便局、ゆうちょ銀行店舗、かんぽ生命保険支店又はATMがございます。お客さまには大変ご不便をおかけしておりますことをご詫言申し上げます。

4 取扱期間

(1) 郵便貯金の非常取扱い

令和3年2月15日（月）から同年3月15日（月）まで

(2) 簡易生命保険の非常取扱い

令和3年2月15日（月）から同年3月15日（月）まで

なお、保険料の払込猶予期間は、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月延伸します。

5 お客さまのお問い合わせ先

(1) 郵便貯金

ゆうちょコールセンター 0120-108420

受付時間 平日 8:30~21:00

土・日・休日、12月31日~1月3日 9:00~17:00

(2) 簡易生命保険

かんぽコールセンター 0120-552-950

受付時間 平日 9:00~21:00

土・日・休日 9:00~17:00（1/1~1/3を除きます。）

■ ゆうちょコールセンター、かんぽコールセンターともに、携帯電話、PHS等からも通話料無料でご利用いただけます。（IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。）

独立行政法人

郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構